

〔平17.11.11
基礎小45-5〕

地方税関係資料

(固定資産税)

目 次

○固定資産税及び都市計画税の概要	1
○市町村税収全体に占める固定資産税の割合	2
○固定資産税収の動向	3
○固定資産税（宅地）の税額算定の流れ（イメージ）	4
○固定資産税の土地（宅地）評価と課税の経緯	5
○商業地等における地価と評価額・課税標準額の推移（全国）	6
○固定資産税における負担水準の均衡化のしくみ（商業地等）	7
○現行の固定資産税の住宅用地特例について	8
○商業地等の宅地と住宅用地の課税のしくみ（平成15年度～平成17年度）	9
○負担水準の分布の変化（平成9年度～平成17年度）	10
○商業地等における評価額に対する課税標準額の水準（平成17年度）	11
○るべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	12
○固定資産税における情報開示の推進	13

固定資産税及び都市計画税の概要

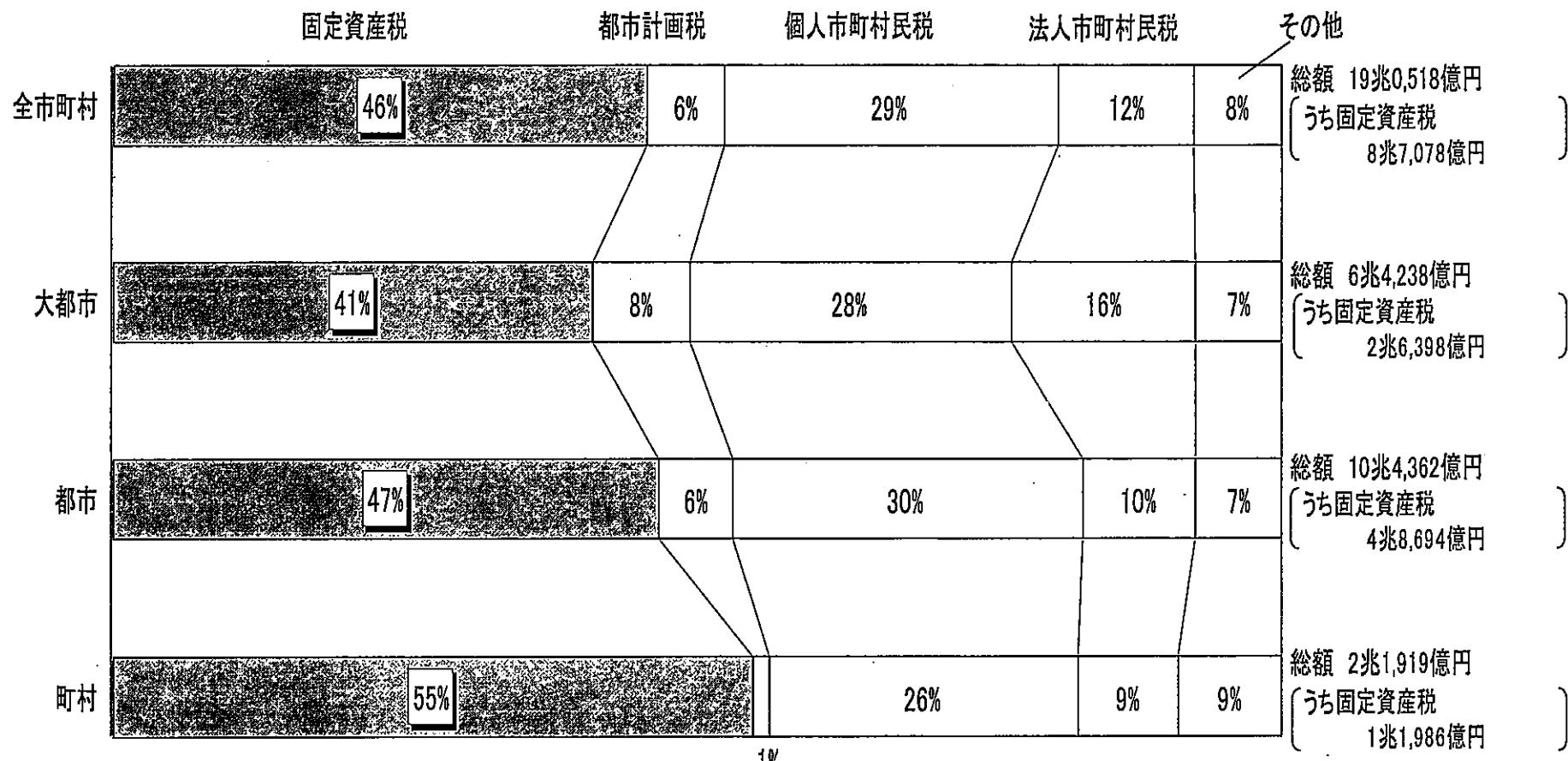
区分	固定資産税	都市計画税
課税主体	全市町村 (東京23区の区域内は東京都が課税)	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数726団体)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地: 1億 7,806万筆、家屋: 5,925万棟)	原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地: 4,081万筆、家屋: 2,923万棟)
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地: 3,856万人、家屋: 3,762万人、 償却資産: 400万人)	土地又は家屋の所有者 (土地: 1,961万人、家屋: 2,327万人)
課税標準	価格(適正な時価) ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え (次の評価替えは平成18年度)	同左
税率	標準税率 1.4%	制限税率 0.3%
税収	8兆7,078億円(平成16年度決算速報値)	1兆2,361億円(平成16年度決算速報値)

※1 都市計画税は、都市計画事業に充当するための目的税。

※2 税収以外のデータは、平成17年度実績。

※3 固定資産税の制限税率(2.1%)は、平成16年度改正により廃止。

市町村税収全体に占める固定資産税の割合



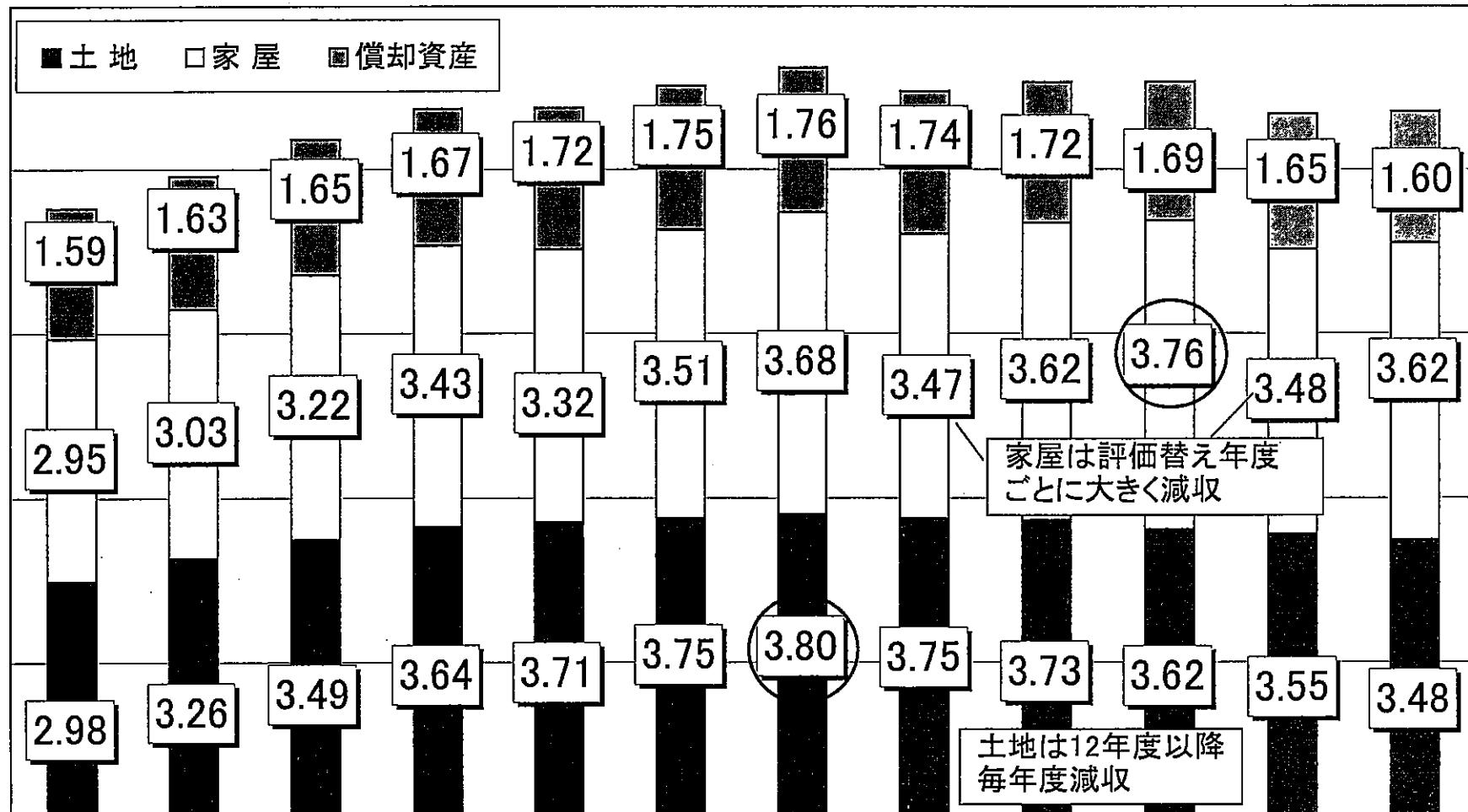
※1 平成16年度決算速報値である。

※2 大都市は、政令指定都市(静岡市を除く13市)及び東京都特別区(都が徵収する分を含む)に係る税である。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

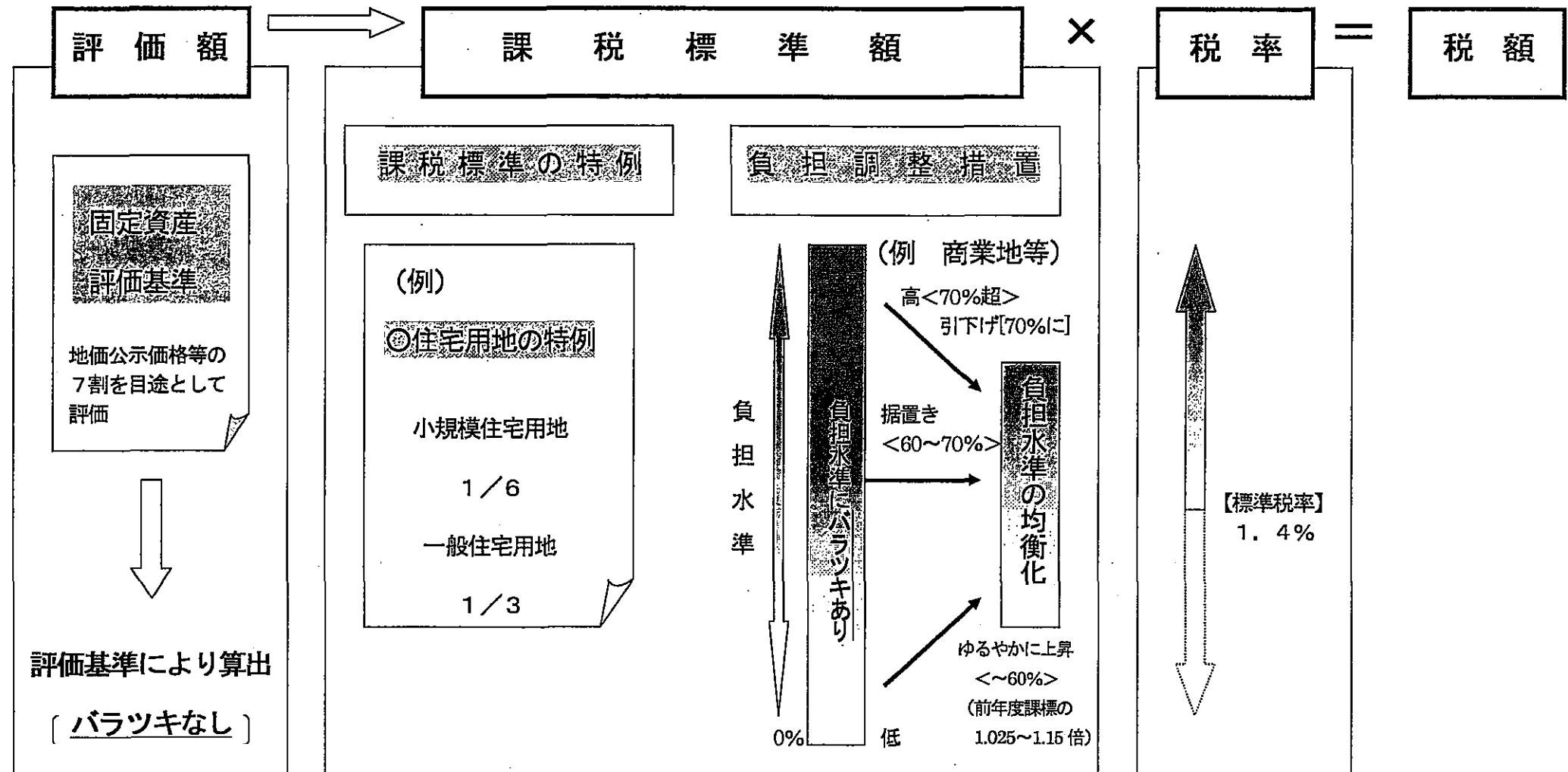
固定資産税収の動向

(単位:兆円)



(注)平成15年度までの税額は決算額、平成16年度は決算速報値である。

固定資産税（宅地）の税額算定の流れ（イメージ）



$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}} = \text{評価額に対して、前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるかを示す指標}$$

※ 制限税率（2.1%）は、平成16年度改正により廃止。

固定資産税の土地(宅地)評価と課税の経緯

<平成5年度まで>

評価

- ① 各市町村間、各土地間、
公的・私的評価間で評価水準
に大きな格差
- ② 全体的に評価水準が相当
低下していた
- ③ 評価額は3年間据置

課税

評価替えの翌々年度に課税
標準額が評価額に追いつく(評
価額課税)負担調整措置

<平成6年度～平成8年度>

評価

- ① 公的・私的評価の均衡化・適正化
の要請から7割評価の実施
(土地基本法など)
- ② 評価額は3年間据置

課税

- ① 評価額の急上昇に対応するた
め、ゆるやかに課税標準額を上昇
させる負担調整率を適用
(例: 評価額が3倍 → 税額の伸
びを3年間で15%に抑制)
- ② 住宅用地の税負担の緩和
 - ・小規模住宅用地の特例拡充
(1/4 → 1/6)
 - ・一般住宅用地の特例拡充
(1/2 → 1/3)

※ 各土地間に評価水準の格差があ
ったものを7割評価に統一したた
め、課税標準額と評価額が乖離
(各土地間で乖離の程度がばらばら)

<平成9年度～>

評価

- ① 7割評価の実施
- ② 地価下落に対応するため、据置年度に
おいても評価額の修正を可能に

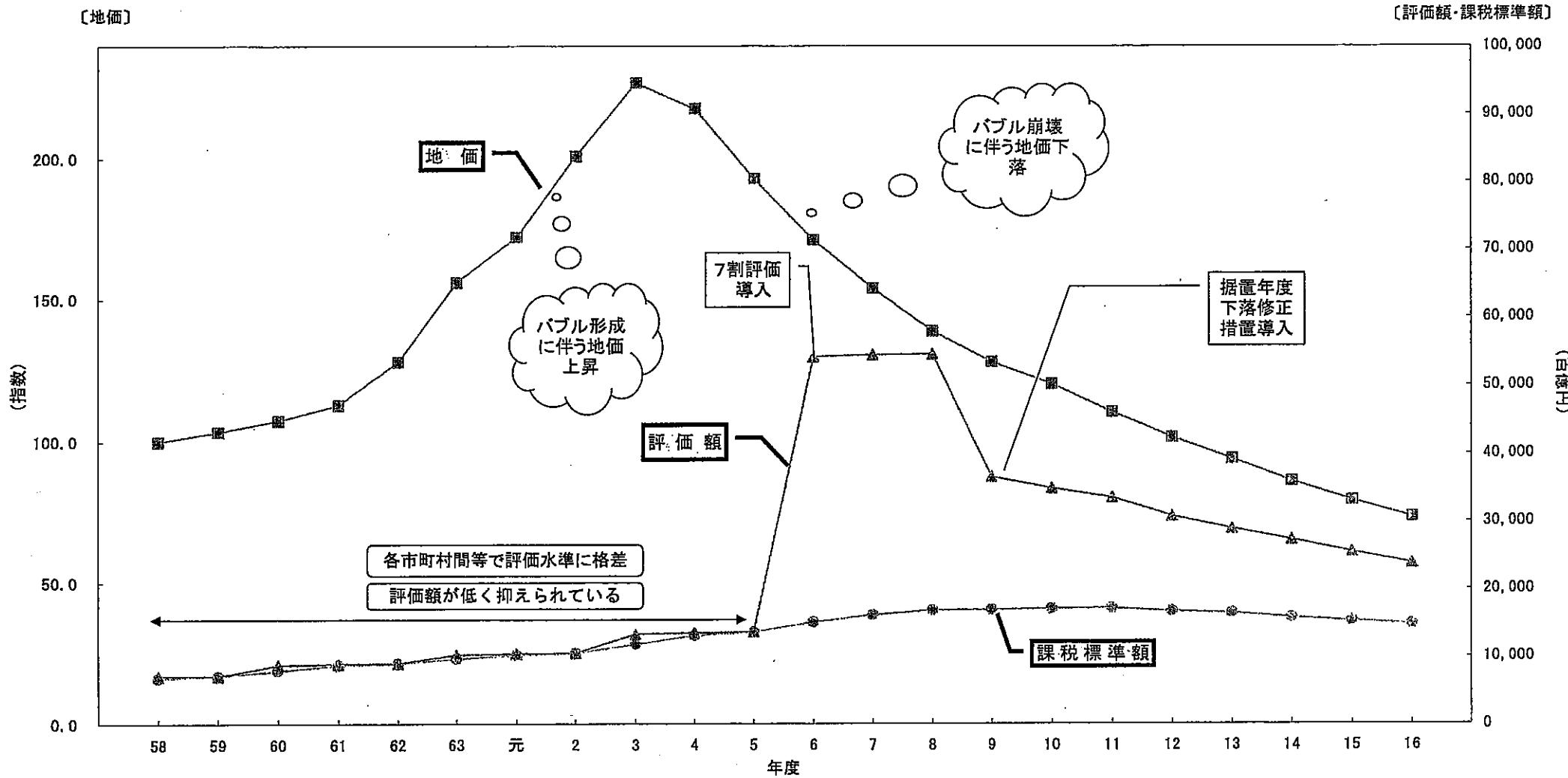
課税

負担水準の均衡化措置 → 課税の公平
の観点から、全国的に均衡のとれた評価額
に対する課税標準額の乖離の度合を均衡化

商業地等の課税標準額の上限
H9～H11→評価額の80%
H12、H13→〃 75%
H14～H17→〃 70%

- ※ 同じ評価額の土地であれば同じ税額
を負担するということが税の公平の觀
点から重要
- ※ 地価下落の影響により、大都市では
約9割の納税者が引下げ又は据置きに

商業地における地価と評価額・課税標準額の推移(全国)

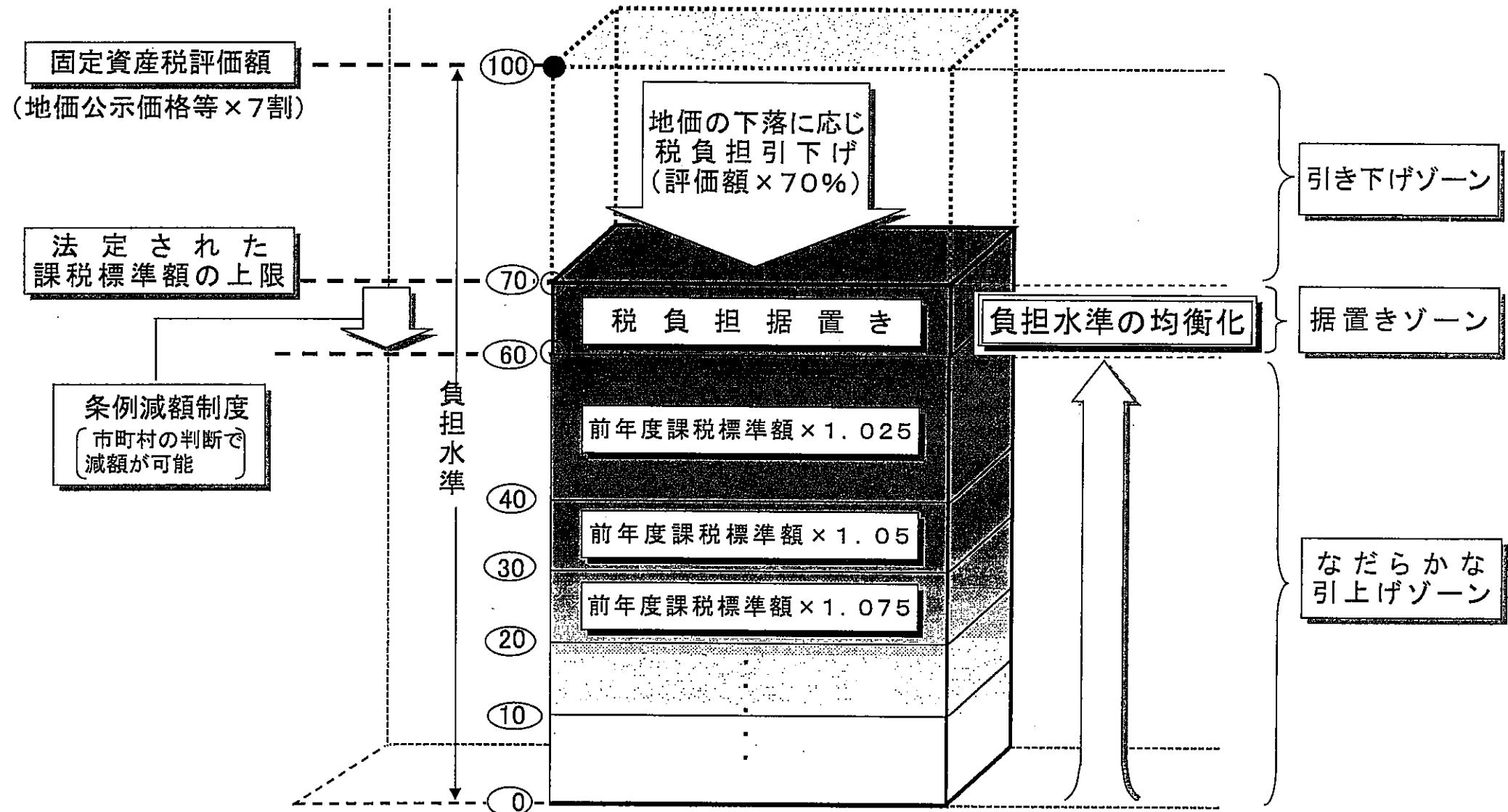


(注)1 地価は、地価公示価格(商業地)を指数で表したものである(昭和58年=100)

2 評価額は、固定資産税評価額(商業地等)である。

3 課税標準額は、固定資産税課税標準額(商業地等)である。

固定資産税における負担水準の均衡化のしくみ(商業地等)



※別途、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置がある。

現行の固定資産税の住宅用地特例について

1. 特例措置の概要

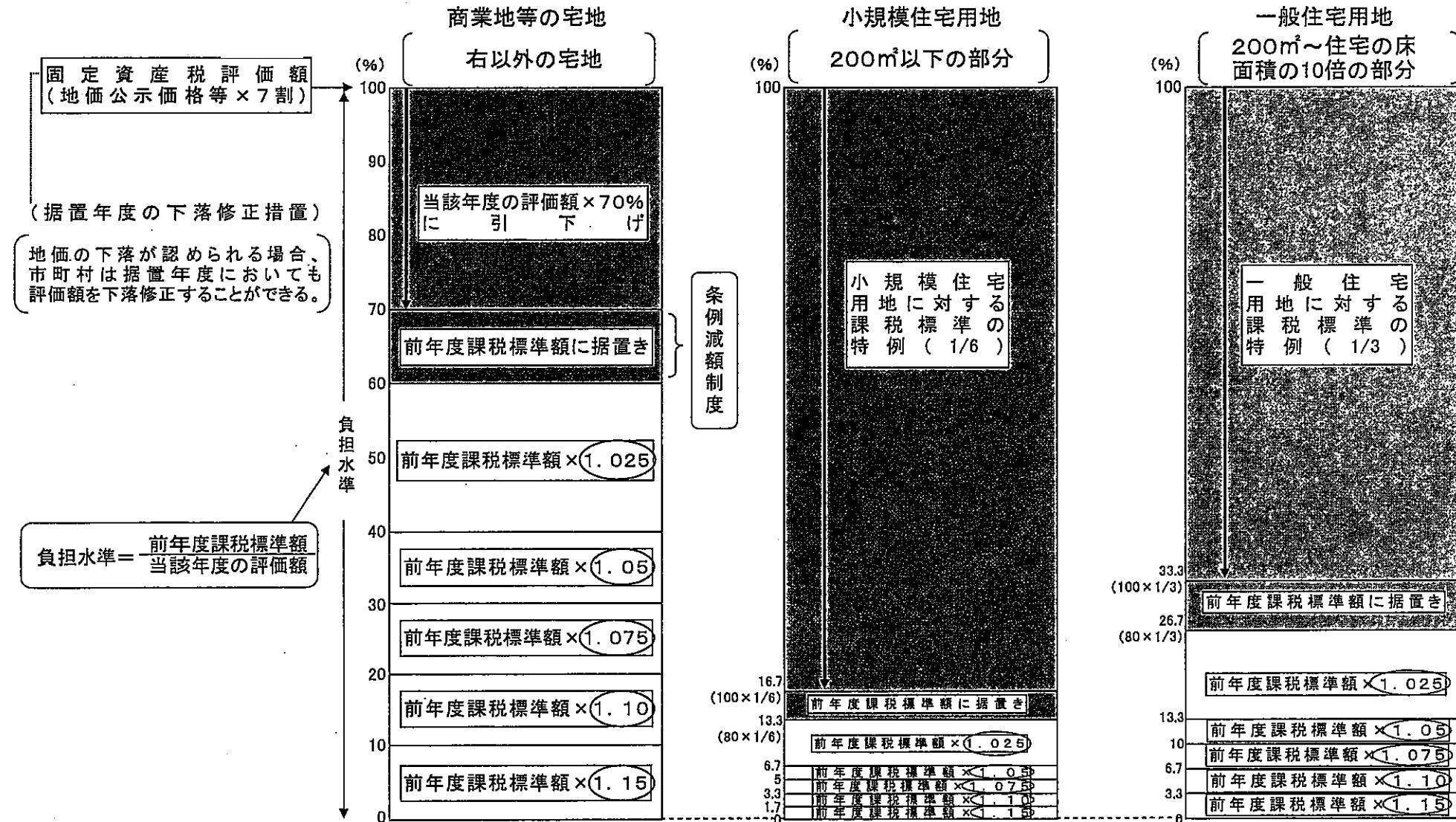
区分		土地の利用状況と面積区分		本則課税 標準額
住宅用地	小規模住宅用地	住宅の敷地	200m ² 以下の部分	価格×1/6 (都計税は1/3)
	一般住宅用地		200m ² を超える部分(家屋の床面積の10倍まで)	価格×1/3 (都計税は2/3)
非住宅用地		住宅以外の敷地等		価格

2. これまでの経緯

年度	改正内容
昭和48年度	○固定資産税の住宅用地特例創設(特例率1/2)
昭和49年度	○固定資産税の小規模住宅用地特例創設(特例率1/4)
平成6年度	○固定資産税の住宅用地特例拡充(特例率1/4→1/6、1/2→1/3) ○都市計画税の住宅用地特例創設(特例率:小規模1/3、一般2/3)

商業地等の宅地と住宅用地の課税のしくみ(平成15年度～平成17年度)

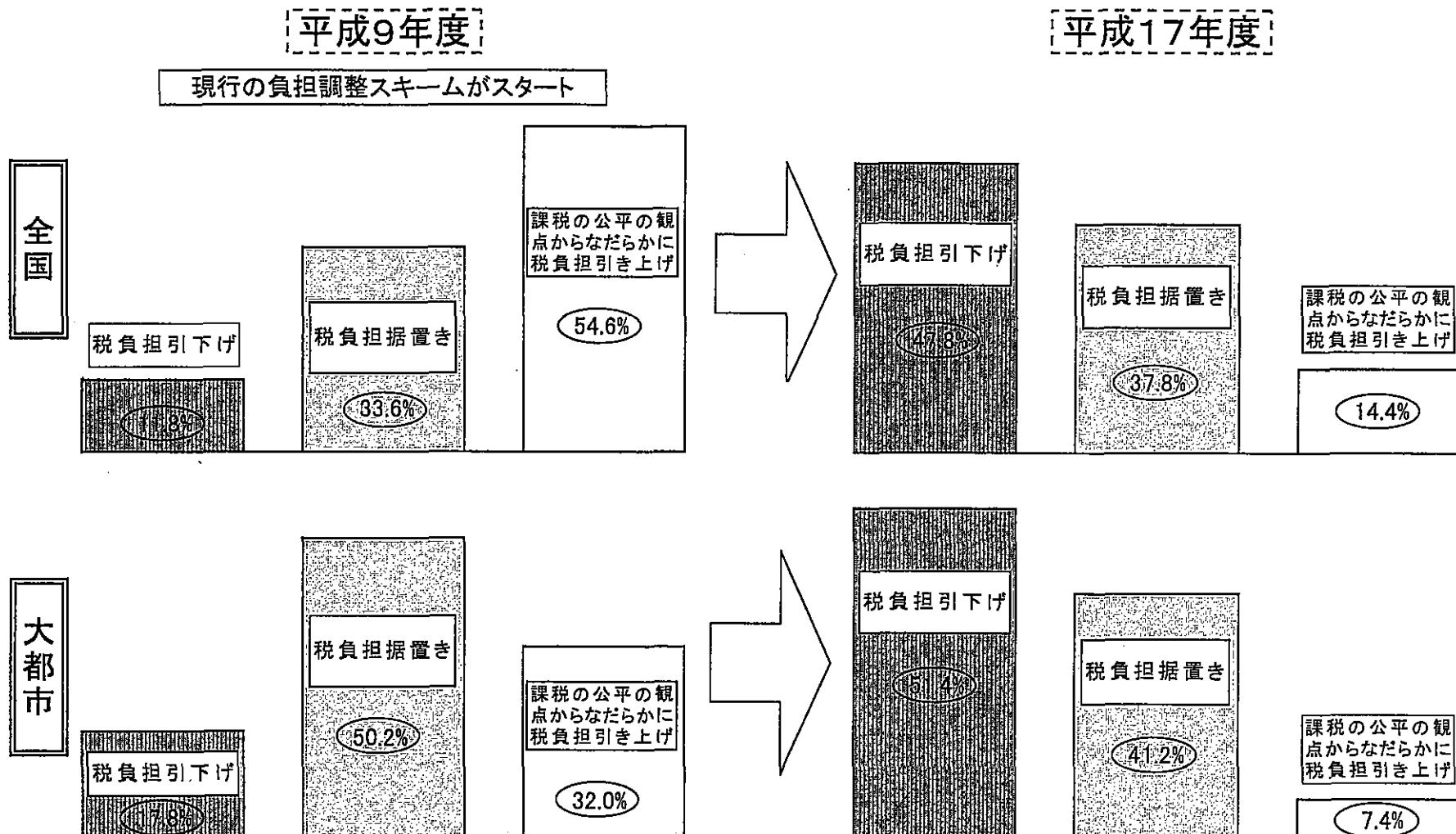
- 前年度課税標準額が当該年度の評価額のどの水準(負担水準)にあるかに応じて、当該年度の課税標準額が決まるしくみ



*1 別途、著しい地価下落に対応した臨時の税負担の据置措置がある。

2 商業地等に係る条例減額制度は、平成16年度及び17年度の措置。

負担水準の分布の変化（平成9年度～17年度）

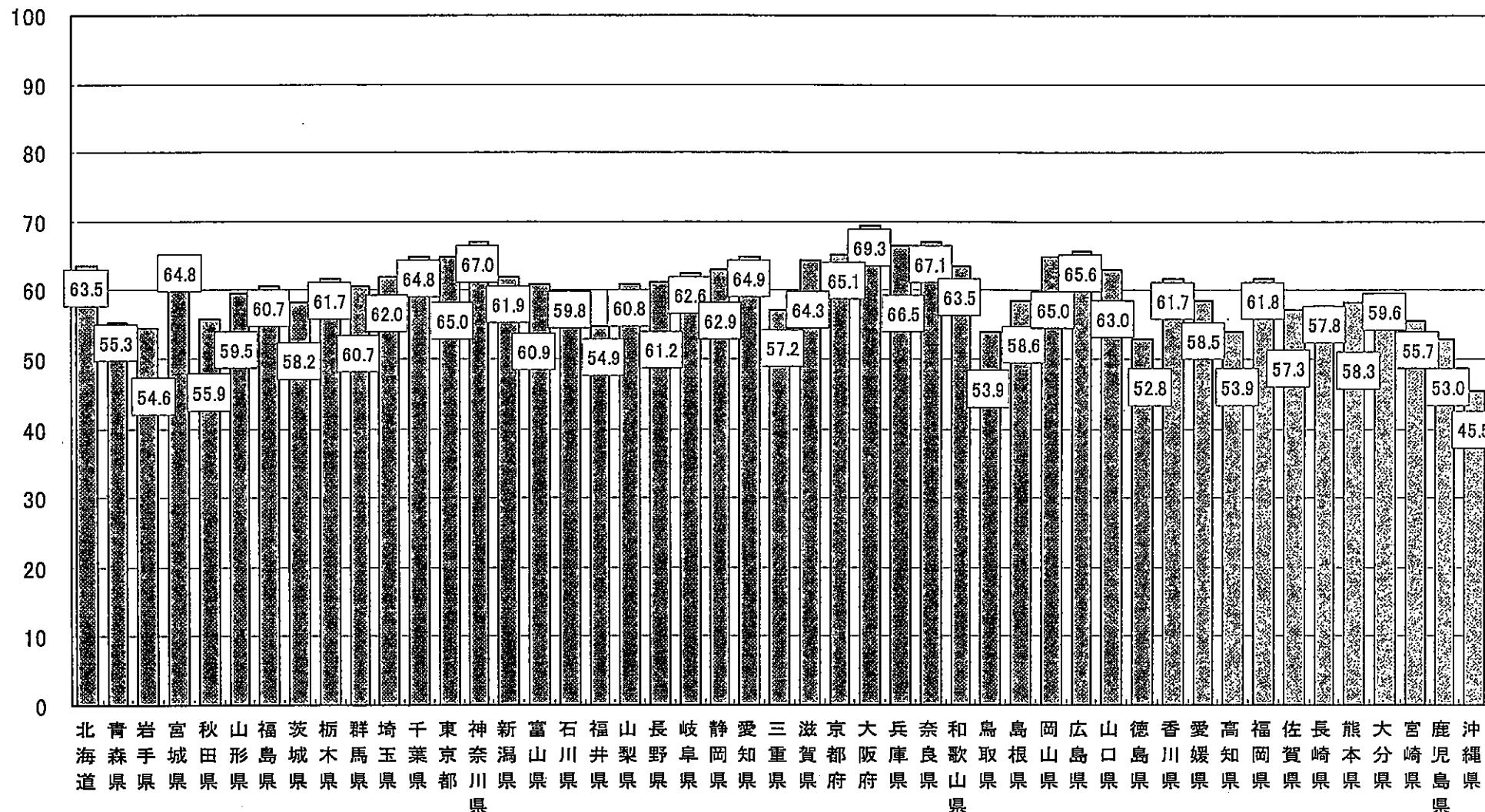


税負担を引下げている土地の割合は増加する一方、引上げている土地の割合は大きく減少。

※ オフィスビル用地など住宅用地以外の宅地(商業地等)の例

商業地等における評価額に対する課税標準額の水準(平成17年度)

水準: %



※「平成17年度課税標準額/平成17年度評価額」により算出

※ オフィスビル用地など住宅用地以外の土地(商業地等)の例。

るべき税制の構築に向けた基本方針(抄)

平成14年6月
税制調査会

四 資産課税等

2. 固定資産税

(1) 固定資産税の現状と課題

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。

(2) 今後の改革の方向性

地価公示価格の7割を目途とした評価水準については、全国的な評価の均衡化、適正化の観点からこれを維持することが適当である。

負担水準の均衡化については平成9年度以降ある程度進展しつつあるが、依然として地域や土地によって相当のばらつきが残っており、今後、評価替えの動向、負担水準の状況や市町村財政の状況等を踏まえ、負担の均衡化・適正化を更に一層促進する措置を採る必要がある。

固定資産税における情報開示の推進

固定資産税に対する納税者の信頼を確保し、また、市町村の評価・課税事務の一層の適正化を図る等の目的で、次のような制度により情報開示を推進。

○ 縦覧制度

個別の土地及び家屋の評価額などを記載した縦覧帳簿を、一定期間、市町村(特別区、政令市は区)内の納税者に対して開示。

○ 固定資産課税台帳の閲覧制度

納税義務者その他の者(借地借家人等)の求めに応じ、固定資産課税台帳のうち、これらの者に関する固定資産について記載されている部分を開示。

○ 固定資産課税台帳記載事項の証明制度

納税義務者その他の者(借地借家人等)から請求があったときは、固定資産課税台帳に記載された事項のうち、これらの者に関する固定資産に関する一定の事項を証明。

○ 課税明細書の送付

固定資産税を徴収しようとする場合、課税内容を記載した課税明細書を、納期限の10日前までに納税者に送付。

○ 固定資産税路線価等の公開

固定資産税評価における路線価等について、市町村に備え付ける図面により公開。